

五監公告第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月31日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

教育委員会 スポーツ推進課

3. 監査の期間

令和2年1月31日～令和2年3月25日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
体育施設使用料の一部保管現金について、開設期間終了後もそのまま保管している。速やかに戻入れ、適切な公金管理の事務処理に努められたい。	開設期間が限定されている施設の保管現金については、指摘後戻入れを行いました。 今後は適切な公金管理の事務処理に努めます。